ライブラリー貸出対象者区分と利用方法が変わりました!

聴覚障害者向け映像ライブラリー作品は、権利者等との契約に基づき、作品ごとに利用者(貸出対象者)と利用範囲(使用方法)等の「利用許諾条件」が定められております。

この度、障害者自立支援法に基づく「障害者地域生活支援事業」に定める「字幕入り映像ライブラリー事業」の施行等に伴い、利用許諾条件等が一部変更されることとなりました。

この変更に伴い、社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターが製作されたビデオカセットテープ及びDVDには、利用区分コードが貼ってあり、それに合わせて、利用者と利用範囲の利用区分を下記のとおりとします。

1.ライブラリー貸出に係る利用区分

登録	登録	利用区分					利田社免老(供けるた)
内容	区分	Α	В	С	D	Е	利用対象者(借りる方)
個人登録	個人 1						【聴覚障害者・児】身体障害者手帳の交付を受けている者又
							は児(その保護者)。
	個人 2			×		×	【難聴者・児、中途失聴者・児】身体障害者手帳の交付を受
							けていない者又は児(その保護者)であって、日常生活にお
							いて補聴器又は人工内耳を常用し、聴覚障害者向け字幕を必
							要とする者。
	個人 3		×	×	×	×	【聴者】聴覚障害者福祉活動に従事する者等
団体登録	団体 1				×	×	【聴覚障害者団体・施設】聴覚障害者関係団体等
							【教育機関】総合支援学校、難聴特別支援学級、聴覚障害児
							が通う学級等
							【関係施設】聴覚障害者児等が利用又は入所している施設等
	団体 2		×	×	×	×	【その他の社会福祉施設、公共施設】

2. ライブラリー貸出に係る視聴条件

区分	利用できる範囲内容								
1	【個人視聴】のみ 個人利用者本人またはその家族など限られた範囲内での視聴。								
	【個人視聴】+【集団視聴】								
	集団での視聴 (例)聴覚障害者団体等の主催による学習会等での視聴。								
	総合支援学校、難聴特別支援学級等、聴覚障害児又は難聴児が通う学校教育機関で								
2	の視聴。								
	【以下のような場合には利用できません】								
	参加費等を徴収する場合、寄付金集め、集客効果等を意図している場合には利用でき								
	ません。								
	【個人視聴】+【集団視聴】+【大会等での上映】								
3	(例)聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場等での上映。								
	【以下のような場合には利用できません】								
	参加費等を徴収する場合、寄付金集め、集客効果等を意図している場合には利用でき								
	ません。								

3.利用区分の記載例と見方

(例1) (例2) (例3)

利用区分

C - 1

利用区分

B - 2

利用区分

A - 3

例1 C-1 個人1、団体1の利用対象者で個人視聴の利用が可能。

例 2 B - 2 個人 1・2、団体 1 の利用対象者で個人視聴及び集団視聴の利用が可能。

例3 A-3 全ての個人及び団体の利用対象者で個人視聴、集団視聴、大会等での上 映の利用が可能。

4.その他の留意事項

- (1)山口県聴覚障害者情報センターが制作した作品の利用区分は、「A-3」扱いとなります。
- (2)青ラベルのNHK厚生文化事業団福祉ビデオライブラリー作品の利用区分は、「A-3」扱いとなります。
- (3)(株)図書館流通センターのDVD作品の利用区分は、「A-1」扱いとなります。
- (4)利用区分の記されていない作品の扱いは、「C-1」となります。
- (5)社団法人日本映画製作者連盟提供映画作品は、一部「B-3」があります。但し、 福祉大会等で上映する場合は、事前に届出が必要になります。

5. お問合せ

利用区分等について、ご不明な点は、山口県聴覚障害者情報センターにお尋ね下さい。

〒747-1221 山口市鋳銭司南原2364-1

FAX083-985-0613

TEL083-985-0611

Eメール loolym33@c-able.ne.jp